

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16001	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以下「個人住民税」という。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以下「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下「個人道府県民税」という。)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に応じて課税される所得割の賦課額と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正により必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税と合わせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第295条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3、第317条の6等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④個人住民税にかかる調査、賦課決定・更正、通知書・証明書の発行 ⑤そのほか扶桑町税条例、扶桑町個人番号利用条例(仮称)及び関係例規に規定する事務並びに機関に対する所得情報の提供及び移転</p>
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、THINK滞納管理システム、申告受付支援システム、課税資料イメージ管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル (2) 課税資料ファイル (3) 課税台帳情報ファイル (4) 収納情報ファイル (5) 滞納情報ファイル (6) 宛名納付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び同法別表第一第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	扶桑町 生活安全部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月11日	1. ③システムの名称	-	「THINK滞納管理システム」を追加	事前	
平成30年5月11日	5. ②所属長	税務課長 高木 寿幸	税務課長 岩田 雄尚	事後	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	税務課長 岩田 雄尚	税務課長	事後	
平成31年1月28日	1. ③システムの名称	-	「申告受付支援システム」を追加	事前	
令和1年9月27日	1. ③システムの名称	-	「課税資料イメージ管理システム」を追加	事前	
令和3年9月1日	I-4②	番号法第19条第7号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	事後	
令和5年4月1日	I-4②	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税の賦課徴収」が含まれる項(27の項)	事後	
令和5年4月1日	I-5①	扶桑町 総務部税務課	扶桑町 生活安全部税務課	事後	

